

○総務省告示第六十六号

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第十二号）の施行に伴い、昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月六日

総務大臣 山本 早苗

第四条第一項中「第五十三条第二項」を「第四十五条第二項」に改める。

第七条中「第四十八条第二項」を「第四十条第二項」に、「第三十八条及び第四十三条第二項」を「第三十七条及び第三十九条において準用する第十条第二項」に改める。

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。